ニ　森林所有者等から当該市町村への森林の寄附を促進することを目的として行う測量及び調査等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

ホ　地域林政アドバイザーの活用に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

ヘ　森林法第十条の五に基づき当該市町村が作成する市町村森林整備計画において定める公益的機能別施業森林区域内で当該市町村が森林所有者等と協定等を締結して行う森林整備事業と一体として行う森林の有する公益的機能の向上に資する取組及び木材の搬出等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

二十三　国の交付金を受けて施行する拠点返還地の跡地利用の推進に資する事業に要する経費のうち、特別交付税の算定の基礎とすべき額に〇・五を乗じて得た額

二十四　前条第一項第二十一号に規定する算定方法に準じて算定した額

二十五　前条第一項第二十四号に規定する算定方法に準じて算定した額

二十六　前条第一項第二十五号に規定する算定方法に準じて算定した額

二十七　前条第一項第二十六号に規定する算定方法に準じて算定した額

二十八　前条第一項第二十七号に規定する算定方法に準じて算定した額

6　平成二十八年度から平成三十年度までの間に限り、第五条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、前条第二項の規定に準じて算定した額を加えた額とする。

7　平成二十八年度から令和二年度までの間に限り、第五条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、消防本部等における女性の消防吏員の利用に供する施設の整備に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額（財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は四捨五入する。）を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）を加えた額とする。

8　平成二十九年度及び平成三十年度に限り、第五条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、子育てワンストップサービス（情報提供等記録開示システム（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第六条第三項の規定により内閣総理大臣が設置した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用して情報提供等記録開示システムと電気通信回線で接続した電子計算機の使用に係る者が行う同条第四項第二号及び第三号に掲げる行為のうち、子育てに関するものをいう。以下この項において同じ。）の実施（子育てワンストップサービスが対象とする全ての行政手続（以下この項において「対象手続」という。）について平成二十九年七月十八日までに当該対象手続に係る情報を検索することができるようにした場合（同年八月三十一日までに当該対象手続に係る情報を検索することができるようにした場合を含む。）であつて、かつ、対象手続のうち一以上の手続について平成二十九年度中に電子申請を可能とした場合に限る。）のための情報システムの改修等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に〇・五を乗じて得た額（平成二十九年度から平成三十年度までの二箇年度で計三〇、〇〇〇、〇〇〇円を上限とする。）を加えた額とする。

ニ　森林所有者等から当該市町村への森林の寄附を促進することを目的として行う測量及び調査等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

ホ　地域林政アドバイザーの活用に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

ヘ　森林法第十条の五に基づき当該市町村が作成する市町村森林整備計画において定める公益的機能別施業森林区域内で当該市町村が森林所有者等と協定等を締結して行う森林整備事業と一体として行う森林の有する公益的機能の向上に資する取組及び木材の搬出等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

二十三　国の交付金を受けて施行する拠点返還地の跡地利用の推進に資する事業に要する経費のうち、特別交付税の算定の基礎とすべき額に〇・五を乗じて得た額

二十四　前条第一項第二十一号に規定する算定方法に準じて算定した額

二十五　前条第一項第二十四号に規定する算定方法に準じて算定した額

二十六　前条第一項第二十五号に規定する算定方法に準じて算定した額

二十七　前条第一項第二十六号に規定する算定方法に準じて算定した額

二十八　前条第一項第二十七号に規定する算定方法に準じて算定した額

6　平成二十八年度から平成三十年度までの間に限り、第五条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、前条第二項の規定に準じて算定した額を加えた額とする。

7　平成二十八年度から平成三十二年度までの間に限り、第五条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、消防本部等における女性の消防吏員の利用に供する施設の整備に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額（財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は四捨五入する。）を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）を加えた額とする。

8　平成二十九年度及び平成三十年度に限り、第五条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、子育てワンストップサービス（情報提供等記録開示システム（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第六条第三項の規定により内閣総理大臣が設置した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用して情報提供等記録開示システムと電気通信回線で接続した電子計算機の使用に係る者が行う同条第四項第二号及び第三号に掲げる行為のうち、子育てに関するものをいう。以下この項において同じ。）の実施（子育てワンストップサービスが対象とする全ての行政手続（以下この項において「対象手続」という。）について平成二十九年七月十八日までに当該対象手続に係る情報を検索することができるようにした場合（同年八月三十一日までに当該対象手続に係る情報を検索することができるようにした場合を含む。）であつて、かつ、対象手続のうち一以上の手続について平成二十九年度中に電子申請を可能とした場合に限る。）のための情報システムの改修等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に〇・五を乗じて得た額（平成二十九年度から平成三十年度までの二箇年度で計三〇、〇〇〇、〇〇〇円を上限とする。）を加えた額とする。